

# ガス事業法における 大臣特認制度の創設について

令和5年3月14日  
経済産業省 産業保安グループ  
ガス安全室

## 1. 現状と対応の方向性（案）

- 現行のガス事業法ではガス種の限定等はないものの技術基準（省令）では燃焼性の確認（カロリー確認）を求めているところ、晴海選手村地区での水素導管供給事業が今後行われる予定（そのため省令の改正等を予定）。
- そのような事業に対し、**機動的に対応するためには、現行の技術基準（省令）で求める技術以外についても審査できる仕組みが必要**ではないか。
- 上記仕組みに係る制度的な措置として、高圧ガス保安法や火薬類取締法では「**大臣特認制度**」が既に措置されているものの、ガス事業法では措置されていないため、今後、**関係省令に同制度を措置する方向で検討したい**（対象条文の考え方等は、ガスに係る規制を行っている高圧ガス保安法に倣うことを想定）。
- そのため、どのような制度設計が良いか、関係団体等と議論していきたい。

## 2. 具体的な大臣特認の制度（案）

### （1）制度の立て付け

- 技術基準（省令）以外でも**安全性が担保されることを、事業者（申請者）が科学的なデータ等を用いて自ら立証し、それを経済産業省が主催する「有識者により構成された審議の場」において審査することとしてはどうか。**審査の結果、申請内容の安全性が認められれば、事業者（申請者）の申請に基づき、国が「規定に依らない場合」として認めることとしてはどうか。

### （2）審査基準

- **扱う技術や物質の特性を十分に踏まえつつ、現行の省令で担保されているレベルと同等以上の安全性の確保等を認定の基準としてはどうか。**

### （3）審査体制

- 特認申請の審査については、ガス事業法と同様、各監督部による権限が存在する火薬類取締法の審査方法に倣い、**ガス安全小委員会の下部組織としてワーキンググループを設置**することとしてはどうか。

## （参考）高圧ガス保安法における自主保安の促進と機動的な制度

- 高圧ガス保安法では基準の性能規定化（新技術や民間における創意工夫の導入促進のため、安全確保上必要な要件について、具体的な手段、材料、方法で規定するのではなく、必要な安全上の性能のみを規定）を図っており、法令改正を要望されるものの多くは、既存法令の機動的な制度を活用すれば、対応が可能なものとなっている。

- 大臣特認制度：関係規則（省令）に定められている規定によることができない場合に、事業者の申請により、同等の安全性が担保できるものと大臣が認めた代替措置をもって、例外が認められる制度（KHKによる特定案件事前評価が必要）。事業者の創意工夫により、規定されている規則以外の措置が可能。
- これまでの活用事例（水素関係）：
  - ・火気との距離、粗暴な取り扱い、容器の刻印方法等

例示基準は、各規則の性能規定化された技術上の基準（機能性基準）を満たす技術的な内容を例示したものである。なお、十分な保安水準を確保できるものとして、機能性基準を満たす場合には例示基準によらない方法も認められている。

例示基準によらない方法については、以下の制度により審査が可能となっている。

- 自治体への審査等申請時に事業者の創意工夫により、安全性を立証するための規格、試験データを添付する。
- 詳細基準事前評価制度：例示基準によらない方法について、事業者の申請により、機能性基準に適合することをKHKが評価する制度。
- 一般詳細基準審査：例示基準の追加・改正を目的に、事業者等からの申請を受け、KHKが申請内容の機能性基準への適合性を評価する制度。
- これまでの適用事例（水素関係）
  - ・材料、敷地境界との距離、障壁の構造等

### （参考）詳細基準事前評価制度のスキーム

